法計枚び贈賃業復大東所支元
算数贈呈幣記興震日払利
方の呈及の念事災本場金

二十一

二十二

二十三

の情なに贈賃業復大東
提報個必呈幣記興震日
供等人要等の念事災本

二十一　日本銀行

二十二　災け準第六期の
復国債を有する者に東日本大震向
興事業記念貨幣を贈呈する
ことにより、その贈呈枚数は、基
準日における各取扱機関の各口座
の残高ごとに、次の算式により算
出した数とする。ただし、小数点以下は切捨てる。なお、基準日前に個人向け国債を有する者が死亡し、基準日に当該個人向け国債を相続する者が確定していない場合には、基準日における被相続人の口座の残高をもって贈呈枚数を算出する。

㈠　東日本大震災復興事業記念一万円金貨

額面金額×$\frac{1}{10,000,000}$

㈡　東日本大震災復興事業記念

㈠　千円銀貨

㋑　額面金額が一千万円未満の場合

額面金額×$\frac{1}{1,000,000}$

㋺　額面金額が一千万円以上の場合

額面金額×$\frac{1}{1,000,000}-$（前記㈠の算式で算出した東日本大震災復興事業記念一万円金貨の枚数×10）

二十三　各取扱機関は、基準日において国の東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈等に必要となる個人向け幣債を有する者の個人情報等（氏名、住所、電話番号、保有する財の残高等）を、基準日の属する月の翌月末までに、財務省もしくは財務省が指定する者に提供する。

㈡　平成二十五年四月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第１９１８号**

名古屋市中川区五月通２丁目35番地　アイチビル301号、申立時の住所名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地２号棟805号

債務者　カフェレストマルエイ（丸栄）こと　吉田　節子

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９８０号**

愛知県津島市橘町５丁目104番地

債務者　板垣　美樹

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　善隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３７５５号**

大阪府八尾市安中町６丁目２番20号　栄マンション301号、事業所所在地大阪府八尾市陽光園２丁目１－１　コーエイパレス陽光園201号室

債務者　スナックかくれんぼこと　出口　絹子

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２３７号**

大阪府東大阪市川田１丁目18番15号

債務者　栗林　佳徳

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１００号**

大阪市住吉区万代２丁目２番27号　ロア帝塚山302号、前住所大阪市西成区南開１丁目４番20号

債務者　小林正幸こと　李　正憲

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本裕己久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２２５号**

大阪府吹田市古江台３丁目５番４―204号

債務者　二村　英樹

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２２６号**

大阪府吹田市古江台３丁目５番４―204号

債務者　二村　幸子

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３４０号**

大阪府東大阪市今米１丁目９番６号

債務者　川畑　嘉朗

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　真文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３７６６号**

大阪市住吉区万代東１丁目６番34―106号

債務者　平野商店こと　平野　治郎

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２６８号**

大阪市淀川区十三本町１丁目20番20号　竹本ビル301号

債務者　佐藤　静子

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２４０号**

大阪府池田市鉢塚３丁目５番17号

債務者　末本　憲亮

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端さとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３６３号**

大阪府東大阪市足代新町８番８号　408号

債務者　下西　信和

1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部